



2016年9月6日

各位

会社名 横河電機株式会社
 代表者名 代表取締役社長 西島剛志
 (コード番号 6841 東証第1部)
 問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長
 川中 定
 (TEL 0422-52-5530)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成28年9月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 269,100株
(3) 処分価額	1株につき1,288円
(4) 処分価額の総額	346,600,800円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役(※) 4名 123,800株 執行役員 9名 145,300株 ※非業務執行の取締役である取締役会議長 海堀周造 及び本人から辞退の申し出のあった代表取締役社長 西島剛志 並びに社外取締役を除く。
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成28年5月24日開催の取締役会において、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成28年6月23日開催の第140回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、社外取締役を除く取締役に対して、年額6億円以内の金銭報酬を支給することができることについて、ご承認をいただいています。

なお、本制度を含む当社の新たな役員報酬制度および本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【新たな役員報酬制度の概要】

<1> 新たな役員報酬制度導入の背景

当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要な事項と位置づけており、取締役の報酬等については、その客観性及び透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を社外取締役とす

る3名以上の取締役で構成される「報酬諮問委員会」を設置し、同委員会の審議を経た諮問内容をもとに役員報酬制度を決定しています。

昨年6月からコーポレートガバナンス・コードが施行され、「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期の業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである（補充原則4-2①）」「株主との一層の価値共有を目指すべきである」等の指針が出されました。当社では、昨年11月より取締役だけでなく、執行役員も対象にした新たな役員報酬制度を報酬諮問委員会で検討してまいりましたが、譲渡制限付株式報酬に関する会社法上の解釈の整理や、税法及び開示に関する諸規制の改正等、本制度の導入に向けた環境整備の状況を踏まえ、このたび、譲渡制限付株式報酬を活用した本制度の導入を中心とする、新たな役員報酬制度の導入を決定しました。

<2> 新たな役員報酬制度の概要

【役員報酬制度の基本的な考え方】

- (1) 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度であること
- (2) 中長期経営戦略を反映した制度であり、中長期経営目標達成を強く動機づけるものであること
- (3) 短期志向への偏重を抑制する制度であること
- (4) 優秀な人材を確保・維持できる制度と金額であること
- (5) ステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えた制度であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

当社の新たな役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬（年次インセンティブと中長期インセンティブ）で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業または同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえて設定されています。業績連動報酬のうち、年次インセンティブは、単年度の全社業績評価と個人業績評価に基づき算定し支給します。また、中長期インセンティブは、当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を活用した譲渡制限付株式報酬として、当社の中期経営計画（以下、「中計」といいます）と連動し、中計初年度において対象期間（原則として3年）に相応した当社株式を一括支給することになります。

また、新たな役員報酬制度における業績連動報酬は、以下に示す考え方にしたがって設計します。例えば、代表取締役社長の場合、これまでの制度における固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね60:40ですが、新たな役員報酬制度においては、現中計 Transformation 2017（以下、「TF2017」といいます。）の業績目標を100%達成した場合、固定報酬と年次インセンティブ、中長期インセンティブの比率は1事業年度あたり概ね47:35:18となります。

【新たな役員報酬制度における業績連動報酬の考え方】

- (1) 現行の報酬制度に比べ、全報酬に占める業績連動報酬の比率を高くする。
- (2) 役位が上位の取締役ほど業績連動報酬の全報酬に占める比率を高くし、代表取締役社長は50%超とする。
- (3) 取締役において、新たに導入する株式報酬の全報酬に占める割合を国内外の同業または同規模の他企業の平均水準以上とする。
- (4) 業績目標をすべて達成した場合に、年次インセンティブと年間に換算した中長期インセンティブの比率が2:1となるようにする。

なお、本制度を含む業績連動報酬は社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象としています。これは、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、固定報酬のみ支給するという考え方であり、同様に非業務執行の取締役につきましても固定報酬のみの支給としています。また、役員退職慰労金制度については、2004年6月25日開催の第128回定時株主総会の日をもって廃止しました。

<3> 中期経営計画に連動した役員報酬制度

当社は、2015年度から2017年度までの3カ年の中計 TF2017 に挑戦しています。「YOKOGAWA は“Process Co-Innovation”を通じて、お客様と共に明日をひらく新しい価値を創造します。」というビジョンステートメントの下、2017年まで事業構造変革により成長基盤の整備を行い、2018年からの高収益企業へのさらなる成長

発展を目指しています。当社の新たな役員報酬制度は、当社役員が、中計 TF2017 における事業構造変革による成長基盤の整備を行う変革リーダーとして抜本的な変革を実行することのインセンティブとなるように設計しました。

< 4 > 譲渡制限付株式報酬の概要

中長期インセンティブである「譲渡制限付株式報酬」は、中計の経営目標達成と株主との一層の価値共有を主眼とした、当社株式による報酬です。当社役員に割り当てられる当社株式の数は、役位ごとに定められた報酬額を、割当日前日の当社株価終値等の公正妥当な株価で除して算出することにより決定します。

今回の株式報酬は、中計 TF2017 の最終年度における連結 ROE を業績目標に設定しており、取締役 4 名、執行役員 9 名に当社株式を一括支給いたします。

当社と当該取締役及び執行役員とは、「譲渡制限付株式割当契約書」（「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」参照）を締結し、株式の支給対象期間、譲渡制限期間、譲渡制限の解除条件、退任時の取り扱い、証券会社を活用した口座管理等についてあらかじめ契約書で定めることにより、本制度の客観性、実効性を確保いたします。

なお、業績連動報酬における中長期インセンティブの業績目標については、毎回、中計策定時に、「< 2 > 新たな役員報酬制度の概要」記載の「【役員報酬制度の基本的な考え方】」に基づき設定されます。

【本制度の概要】

(1) 本制度の概要

本制度は、社外取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、原則として中計の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を発行又は処分（以下「交付」といいます。）しこれを保有させるものです。ただし、会社は、対象取締役との間で、「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は割り当てられた株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができない（以下「本譲渡制限」といいます。）ものとし、支給対象期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」における「(1) 譲渡制限期間」、「(3) 業績達成による譲渡制限解除条件」、及び「(4) 支給対象期間中に、対象取締役または執行役員が任期満了または定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い」などに記載されるようなその他の本制度の運用全般、に関する事項については、報酬諮問委員会の審議を経たうえでその意見を尊重して、取締役会において決定いたします。

なお、新たに本制度を導入する本事業年度は、中計 TF2017 の対象期間の 2 事業年度目であるものの、例外的に、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給いたします。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は 1 事業年度 6 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は 1 事業年度 90 万株以内とします。ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間である 3 事業年度の初年度にのみ 3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定であるため、実質的には 1 事業年度 2 億円以内、かつ 30 万株以内となると考えております。

(3) 本制度における譲渡制限付株式 1 株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式 1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。今回は、2016 年 9 月 5 日（本割当株式に係る割当決議日の前営業日）における東京証券取引所における当社株式の終値である 1,288 円としております。

(4) 今回の報酬

当社では、本制度を執行役員に対しても導入しております。本制度は、当社の中計初年度において対象期間

に相応した当社株式を一括支給することを原則といたしますが、今回は、中計 TF2017 がすでに 2 事業年度目となっていることから、対象期間を 2 年間とし、2 事業年度分（当社第 141～142 期事業年度（2016 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日））に相当する金銭報酬債権 346,600,800 円、普通株式 269,100 株を、取締役 4 名、執行役員 9 名に対して、付与いたします。

本自己株式処分は、上記の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、当該金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により払い込みがなされます。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と取締役 4 名及び執行役員 9 名と個別に譲渡制限付株式割当契約書を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 2016 年 9 月 30 日（金）～2018 年 7 月 25 日（水）

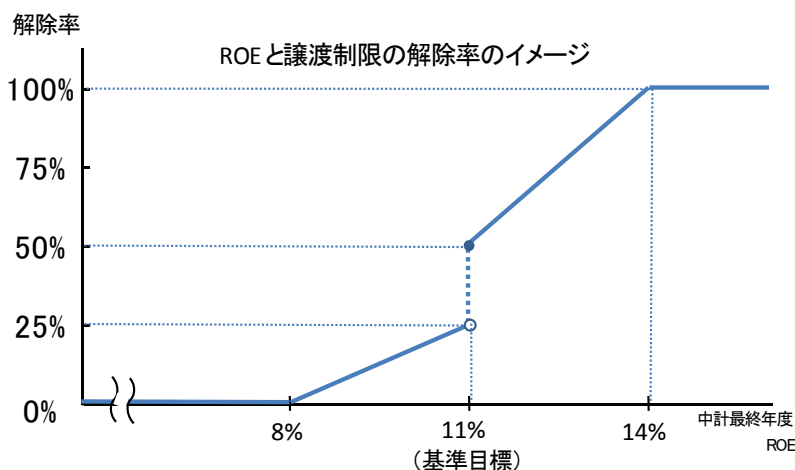
(2) 受給資格

対象取締役及び執行役員が、支給対象期間である第 141～142 期事業年度（2016 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日）中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあること。

(3) 業績達成による譲渡制限解除条件

TF2017 終了時（2018 年 3 月期決算、第 142 期）に係る有価証券報告書に記載された連結自己資本利益率（ROE）（以下「実績 ROE」という。）が「実績 ROE」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応する「解除率」欄記載の割合を割当株式数に乗じた株数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

実績ROE	解除率
8%以下	0%
8%超、11%未満	$(\text{実績ROE} \times 100 - 8) / 3 \times 25\%$
11%以上、14%未満	$50 + (\text{実績ROE} \times 100 - 11) / 3 \times 50\%$
14%以上	100%



(4) 支給対象期間中に、対象取締役または執行役員が任期満了または定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

① 死亡による退任または退職をした場合

当該取締役または執行役員の死亡後、速やかに割当株式に係る譲渡制限を解除する。また、解除条件は、当該時点における（3）の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、当該取締役または執行役員の支給対象期間に係る在職期間（月単位）を 24 で除した数を乗じた数の株数（単元未満株は切り捨て）を原則として、報酬諮問委員会で決定する。

② 死亡以外による退任または退職をした場合

解除時期は、譲渡制限期間満了後とする。また、解除条件は、（3）に基づき算出された株数に、当該取締役または執行役員の支給対象期間に係る在職期間（月単位）を 24 で除した数を乗じた数

の株数（単元未満株は切り捨て）を原則として、報酬諮問委員会で決定する。

(5) 当社による無償取得

(2) (3) 及び (4) 等の理由により、譲渡制限が解除されなかった株式について、当社は当該解除時点後、当該株式を無償で取得することができる。

(6) 株式の管理

割り当てられた株式は、本譲渡制限の履行を担保するため、譲渡制限期間中は、取締役及び執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。

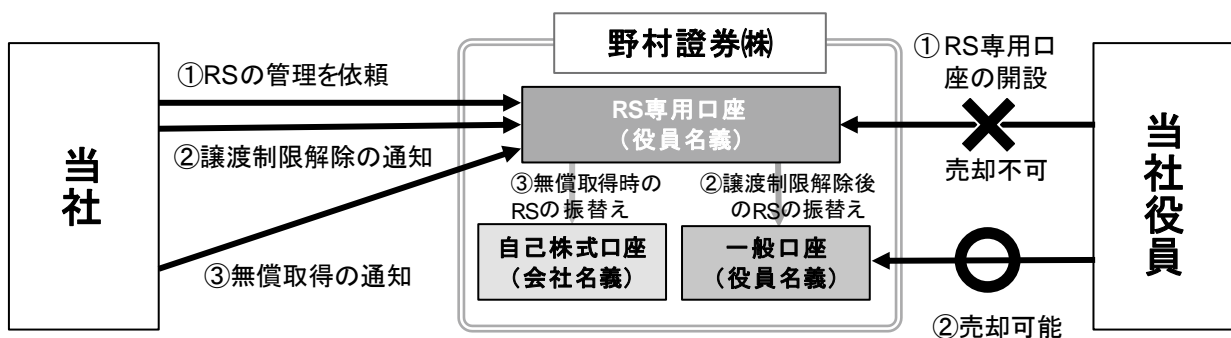
(7) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該取締役または執行役員が保有する株式の数に、支給対象期間の開始月（2016年4月）から当該承認の日を含む月までの月数を24で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、平成28年9月5日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値である1,288円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えています。なお、この価格は東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の1ヶ月（平成28年8月6日から平成28年9月5日まで）終値単純平均値である1,322円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率▲2.58%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3カ月（平成28年6月6日から平成28年9月5日まで）終値単純平均値である1,248円からの乖離率3.13%、及び6カ月（平成28年3月6日から平成28年9月5日まで）終値単純平均値である1,214円からの乖離率6.09%となっていますので、特に有利な価格には該当しないものと考えています。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度におけるRSの管理フロー】



以上